

岩手県監査委員告示第16号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1（1） 監査対象機関名 ふるさと振興部交通政策室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年7月1日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和7年8月6日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、122,670円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	未支給の赴任旅費について、令和7年9月1日に支給した。 今後は、所属長が庶務従事職員と派遣協定書の共有を行い、支給手続を指示するよう整理した。 また、再発防止策として人事異動発令後直ちに庶務従事職員は、異動職員一覧表に転入職員を記載し、併せて住居移転の有無等について確認、赴任旅費試算書と併せて更新した一覧表を所属長に提出することとした。

2（1） 監査対象機関名 商工労働観光部商工企画室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年7月10日

イ 本監査実施日 令和7年8月21日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託事業の契約に当たり、随意契約によることができる要件に該当しないにもかかわらず、随意契約により契約を締結しているものが1件、2,191,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	庁舎警備業務委託契約に当たり、契約方法を長期継続契約に切り替えたことから、随意契約の条件に該当しないにもかかわらず随意契約により契約していたもの。 今後は契約方法の誤りを防止するため、事前にスケジュールを確認するほか、チェックリストを活用し、契約方法に誤りがないか複数職員で精査する。

3（1） 監査対象機関名 商工労働観光部産業経済交流課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年6月6日

イ 本監査実施日 令和7年8月1日

(3) 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、1,100,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務で作成した備品1件が備品登録されていなかったもの。 当該備品の登録は、令和7年6月19日に完了した。 今後は、起案時に根拠資料を添付するなど複数職員で備品登録が必要であることの認識を共有し、漏れなく備品登録を行うこととする。

4(1) 監査対象機関名 商工労働観光部観光・プロモーション室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年5月30日

イ 本監査実施日 令和7年8月1日

(3) 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不当なもの1件、59,086円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	自動販売機設置の使用料徴収にかかる納期限が不当であったもの。 今後は、起案に関連する会計規則を記載するなど、複数職員で納期限が適切に設定されているかを確認する。

5(1) 監査対象機関名 岩手県先端科学技術研究センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年6月17日

イ 本監査実施日 令和7年8月20日

(3) 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが5件、312,039円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	過大徴収となっていた相手方5団体に対し、訪問面談にて経緯を説明し謝罪の上、令和7年7月18日に還付金の支払を行った。 なお、再発防止策として行政財産使用料の請求額を算定するエクセル様式の入力マニュアルを令和7年8月28日に策定した。今後はマニュアルに基づき事務処理手続きを行うとともに、起案文書のダブルチェックを徹底し、適正な事務の執行に努める。